平成２１年（フ）第１８３号
愛知県豊橋市大岩町字南町裏36番地の２
債務者　林　　弓恵
１　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１９６号
愛知県豊川市本野ケ原４丁目114番地　シャテーニュ平松Ｂ棟101号
債務者　藤原エイ子（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１８８９号
横浜市西区戸部町３丁目77番地　山田ビル201号
債務者　中島　鉄子
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８９３号
横浜市栄区田谷町1686番地
債務者　千葉　榮一
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２０２号
神奈川県綾瀬市寺尾台１丁目13番４号
債務者　高杉　美樹
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２０４号
横浜市港南区笹下３丁目３番１号　ミルキーウェイ笹下201号
債務者　栗原千鶴子
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９２号
栃木県那須塩原市高砂町１番16号　高砂壱番館Ｍ＆Ａ202号、前住所栃木県那須塩原市上厚崎377番地31　新厚崎コーポ201号
債務者　石井　謙治
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第２４４号
長崎県佐世保市有福町２番地
債務者　加藤　直生
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷1483番地７
債務者　松澤　静江
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第５４５号
愛知県安城市弁天町２番４　葵荘アパート28号室、住民票上の住所愛知県岡崎市柱４丁目３番地４　レトアＮＥＷ　ＳＥＡ202
債務者　岩崎加奈子（旧姓義）
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
愛知県知立市牛田町新田南48番地４
債務者　下原　翔太
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
島根県出雲市日下町779番地、前住所島根県出雲市渡橋町849番地１　フラント大蔵301
債務者　西尾　和美（旧姓阿郷）
１　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１０５号
島根県大田市大田町大田ロ1103番地５
債務者　中村　森雄
１　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１０７号
島根県出雲市塩冶町1225番地15
債務者　松尾　彩子（旧姓北村）
１　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１５４号
香川県善通寺市上吉田町４丁目６番25号ファミール上吉田Ｂ―101
債務者　大廣　智行
１　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月26日午前11時50分
高松地方裁判所丸亀支部